

総務省、財務省、
○厚生労働省、農林水産省、告示第三号
経済産業省、国土交通省

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三

条第一項の規定に基づき、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（平成二十年厚生労働省、農林水産省

総務省、財務省
経済産業省、国土交通省

、告示第一号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表し、平成二十四年八月三十日か
ら施行する。

平成二十四年八月三十日

総務大臣 川端 達夫

財務大臣 安住 淳

厚生労働大臣 小宮山洋子

農林水産大臣 郡司 彰

経済産業大臣 枝野 幸男

国土交通大臣 羽田雄一郎

第二の3中「農商工等連携事業の促進」を「海外において農商工等連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持その他農商工等連携事業の促進」に改め、「地域力連携拠点や」を削り、第二の3に次のように加える。

(5) 国内の事業基盤の維持

国は、海外における農商工等連携のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。

(6) 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、農商工等連携事業の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書

類等の作成及び活用を推奨する。ただし、法令や通知等により、企業会計審議会や企業会計基準委員会により公表されている企業会計の基準等に従うこととされている場合には、当該基準等に拠るものとする。